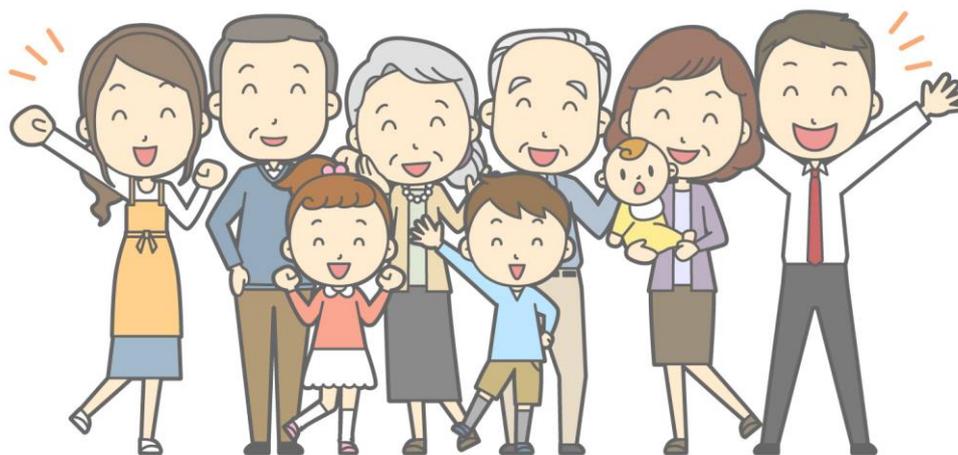


R4.4.1 第1版

とくしま在宅育児応援クーポン 利用の手引き

【鳴門市】



1 「とくしま在宅育児応援クーポン」とは

「家で赤ちゃんを2人っきりでいると、社会から切り離されてしまった気がして不安になる」

「家で子育てしていると、24時間体も気持ちも休まることがなく、正直、昼寝やリフレッシュがしたい。一時でも預かってもらったり、家事を助けてもらったり、おでかけしたりしたいが、身近に頼れる人がおらず、費用負担も大きい」

家で子育てしているお母さん（お父さん）から寄せられるこうした声に応えるために、鳴門市では、在宅で育児をしている保護者を対象に、地域の様々な子育て支援サービスの利用料の支払に使える「とくしま在宅育児応援クーポン」を交付しています。

【対象サービス】

類型	子育て支援サービス	サービス提供者
保育・育児支援	一時預かり事業	保育所等
	病児病後児保育事業	病児病後児保育実施施設
	ファミリー・サポート・センター事業	鳴門ファミリー・サポート・センター事業提供会員
その他	ショートステイ事業	鳴門子ども学園・徳島赤十字乳児院
	親子イベントの実費負担部分（ファミリー・サポート・センターの親子イベントなど）	鳴門ファミリー・サポート・センター
	親子スキンタッチ教室	一般社団法人徳島鍼灸師会会員
	とくしま動物園（入園料）	とくしま動物園北島建設の森
	大塚国際美術館（入館料）	大塚国際美術館
	あすたむらんど徳島 （①常設展②プラネタリウム③木のおもちゃ美術館 入館料のみ）	あすたむらんど徳島

2 「とくしま在宅育児応援クーポン」の申請方法

(1) 支給対象者

鳴門市内に居住する **0歳** から **2歳** までのお子さん

【交付要件】

- ・ 保護者の市町村民税所得割合算額が **169,000円未満の世帯**
(世帯の年収が **640万円以下が目安**)
 - ・ クーポンの交付対象となるお子さんが、権利発生日(※1)時点で保育所施設等を利用していないこと
 - ・ 子ども・子育て支援法第30条の4第3号に該当しないこと
- ※1 権利発生日は、出生・年齢到達の場合、対象となるお子さんが出生もしくは誕生日を迎えた日。転入の場合、受給資格者(当該児童を養育している父母または養父母)と対象となるお子さんが鳴門市の住民基本台帳上で同一世帯となった日。

(2) 交付額

出生時、1歳・2歳の誕生日ごとに **15,000円** (500円券×30枚)

(3) 必要書類

- ① とくしま在宅育児応援クーポン交付申請書
- ② 認印
- ③ 保育所等を利用者等でない旨の誓約書
- ④ 所得課税証明書(※)

※クーポンの対象となるお子さんの出生または誕生日の属する年の1月1日の時点で鳴門市に住民票がない方のみ必要。

(4) 受付窓口

子どもいきいき課 鳴門市役所本庁舎1階西側

電話：684-1537

受付時間 月曜日～金曜日(祝祭日、年末年始を除く)

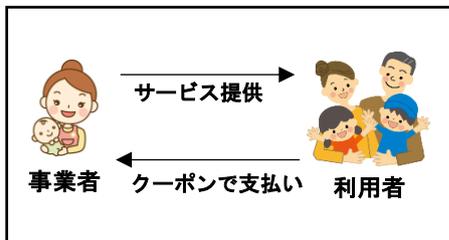
8:30～17:15

(5) 交付方法

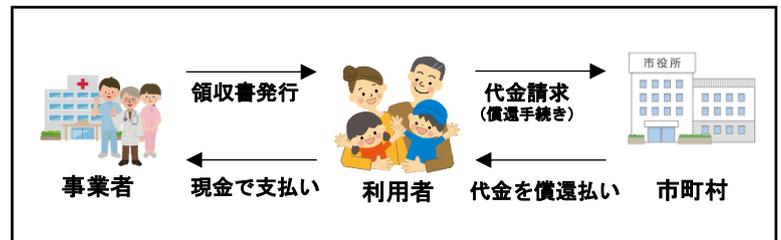
対象となるお子さんの誕生日に申請内容についての審査を行った後、簡易書留にて送付いたします。

3 「とくしま在宅育児応援クーポン」の仕組み

現物（クーポン）払いの場合



償還払いの場合（医療機関など）



- クーポンは、鳴門市で利用する場合は、鳴門市で登録されたサービス提供事業者に対して使用できます。サービスによっては予約等が必要ですので、事前に事業者にお問い合わせをしてください。

- クーポンは、登録事業者への支払い時に、現金の代わりに利用できますが、一部の事業者の支払いには利用できません。代金を現金で支払っていただき、後日償還手続きが必要です。詳しくは本手引きの「償還払い」の項目をご覧ください。

- クーポンは冊子のまま利用してください。切り離し無効です。

- クーポンではつり銭はできませんので、差額は現金でお支払いください。

- クーポンは現金との引換、貸与、交換、売買はできません。不正行為を行った場合、法律で罰せられる場合があります。

- 交付対象のお子さん及び保護者（父母又は養父母）のみ使用できます。兄弟や付き添いの祖父母などの料金には使えませんのでご注意ください。



とくしま在宅育児応援クーポン登録事業者ステッカー

☆鳴門市外に引っ越した時は？☆

鳴門市外への引っ越し後は、有効期間内でもクーポンは利用できません。ただし、引っ越し先が徳島県内の市町村で「とくしま在宅育児応援クーポン事業」を実施している場合は、残券を新しいクーポンに交換できます。詳しくは引っ越し先の市町村の窓口にお問い合わせください。

4 「とくしま在宅育児応援クーポン」の利用の流れ

(1) 現物（クーポン）払いの場合

Step1 利用するサービスを選ぶ

鳴門市公式ウェブサイト、または、当該資料の11ページに記載している事業から利用したいサービスを選んでください。

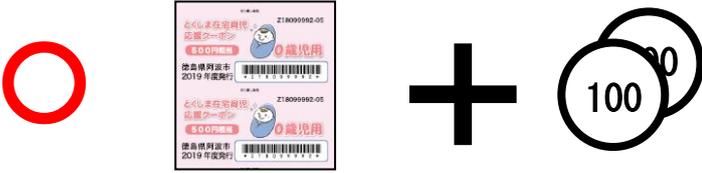
クーポンを発行した市町村に登録していない事業者では、クーポンを利用することができませんので、必ず利用前に確認してください。

Step2 サービス内容を登録事業者を確認して利用

サービスの利用前に、必ず内容・利用方法・料金などを確認してください。

クーポンは支払金額よりも額面が少ない場合のみ使えます。

500円未満の端数の支払いには使用できませんので、ご注意ください。

<p>例1：1,000円の料金をクーポンで支払い</p>  <p>クーポン2枚で支払い</p> <p>クーポン2枚(1,000円分)</p>	<p>例2：480円の料金をクーポンで支払い</p>  <p>料金が500円未満のため、クーポンは使用できません。</p>
<p>例3：1,200円の料金をクーポンで支払い</p>  <p>クーポン2枚(1,000円分) + 現金200円</p> <p>クーポン2枚(1,000円分)と現金200円で支払い</p> <hr/>  <p>利用料金を超える額のクーポンは使用できません。 端数は必ず現金でお支払いください。</p> <p>クーポン3枚(1,500円分)</p>	

Step3 本人確認書類（母子手帳）の提示

クーポンでの支払いには、本人確認が必要となります。
原則として、母子手帳で交付対象のお子さんであるかを確認するので、
サービス利用時には母子手帳等を持参してください。

※ 母子手帳等で本人確認ができない場合は、
クーポンの利用ができない場合がありますので、
あらかじめご了承ください。

※事業者は母子手帳のお名前と
表紙の「氏名」欄を確認します



2019年度発行

とくしま在宅育児
応援クーポン 0歳児用

交付対象のお子さんの住所

有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

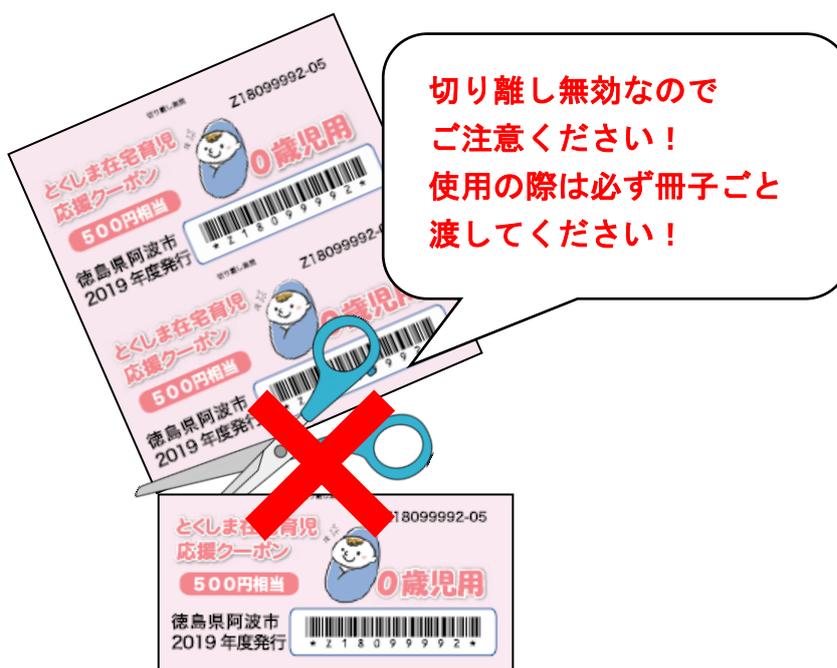
交付対象のお子さんの氏名

※表紙、裏表紙のクーポン利用の手引き及び使用上の注意事項をご確認ください。



Step4 クーポンでの支払い

クーポンは冊子ごと事業者にお渡しください。
事業者の側で確認の上、必要枚数だけ切り離します。



(2) 償還払いの場合

Step1 サービスの提供を受ける

鳴門市が償還払い対象として定めるサービスを受けた場合は、
いったん料金を現金でお支払いください。

その際、必ず「クーポンを《償還払い》で利用したい」と申し出ていただき、
クーポンの対象児童となる氏名が記載された母子手帳を提示した上で、

①～⑥の必要事項が記入された領収書を受け取ってください。

事業者から領収書を受領

- ① 支払者氏名
(保護者または養育者)
- ② 対象児童氏名
- ③ 利用年月日
- ④ サービスを提供した事業者名
- ⑤ サービスの内容
- ⑥ 金額



クーポンを償還払いで
利用したいので、
領収書をください。



母子手帳を事業者に提示

【レシート等（領収書など）例】

領 収 証

① 支払者氏名 (保護者または養育者)

鳴門 太郎 様

(鳴門 次郎 様)

② 対象児童氏名

⑥ 金額 (額面 500 円以上であることが必要)

¥ ●●●, ●●●●

⑤ サービスの内容

但 ●●事業利用料 として

上記正に領収いたしました。

●●保育園

園長 ●●●●

④ サービスを提供した事業者名

領収印

③ 利用年月日

令和●●年●月●日

①～⑥の記載がないときは、
事業者に追記をお願い
してください。(手書き可)



※額面が500円未満の領収書は償還払い請求の対象になりませんので、ご注意ください。

Step2 市役所での手続き

市役所でお渡しする「とくしま在宅育児応援クーポン請求書」に必要な事項を記入のうえで、料金の償還払い請求を行います。市役所で申請する際には、以下の書類等をご持参ください。

- ・事業者の発行した領収書（原本）
- ・とくしま在宅育児応援クーポン
- ・母子手帳
- ・認印
- ・通帳（申請者名義のもの）



子どもいきいき課
鳴門市役所本庁舎 1階西側窓口
電話: 684-1537
受付時間 月～金曜日
(祝祭日、年末年始を除く)
8:30～17:15

※提出いただいた領収書の原本は返却できませんのでご注意ください。

Step3 サービス利用料金の償還

市は請求書の内容を確認のうえ、代金相当額を償還払いします。手続きいただいた日のおよそ1か月後に、指定口座に振り込まれます。

【注意事項】

償還払い請求は、サービス利用後速やかに手続きをしてください。
利用日から6か月以上経過すると、償還払い請求はできません。

5 こんなときは？（とくしま在宅育児応援クーポンQ&A）

- Q** ミルクやおむつの購入に使えますか？
- A.** 物品購入には使えませんので、ご了承ください。
- Q** クーポンの券面に500円と記載されていますが、500円未満の支払いにも使えますか？
- A.** クーポンの額面未満の端数のお支払には利用できません。端数は現金でお支払いください。
- Q** 家族の誰でもが使えますか？
- A.** クーポンの表紙に名前を記載されているお子さんと、その父母（または養父母）のみが利用できます。
- Q** 上の子の用事で、下の子を預けます。下の子のクーポンは残り少ないので、上の子のクーポンを使ってもいいですか？
- A.** クーポンは、表紙に記名されているお子さんのみ利用できます。兄弟姉妹のクーポンは利用できません。
- Q** 一時的に子どもを祖父母に預かってもらっていますが、祖父母宅の家事援助をクーポンで利用できますか？
- A.** クーポンの利用対象は父母（または養父母）のみですので、父母（または養父母）の家庭以外の家事援助には利用できません。
- Q** 県外から転入したのですが、クーポンの申請はできますか？
- A.** 平成29年4月1日以降に生まれたお子さんは対象となります。交付要件をご確認いただき、要件を満たしている場合は、申請手続きを行ってください。

Q 里帰り出産で鳴門市の実家に滞在し、鳴門市に出産届をだしましたが、子どもの住民票は市外に置きました。クーポンの対象となりますか？

A. クーポンの対象外になります。
鳴門市に住所（住民票）があるお子さんを対象としていますので、クーポンを受け取ることはできません。

Q 双子を出産しましたが、2人ともクーポンの対象となりますか？

A. 鳴門市に住所（住民票）があるお子さんであれば、対象となり、それぞれのお子さんにクーポンを交付します。

Q 児童養護施設に入所している児童がいるのですが、クーポンの対象となりますか？

A. クーポンの利用対象外になります。
児童養護施設へ措置入所中であつたり、里親に委託措置されているお子さんはクーポンの対象外となりますので、保護者とお子さんが同じ住民票の世帯であっても、クーポンを受け取ることはできません。

Q クーポンの申請を忘れていたのですが、遅れて申請することは可能でしょうか？

A. 可能です。
基本的に申請期間については、お子さんの次の誕生日の前日までとなっています。



○サービス提供者一覧（利用の際に登録が必要な場合があります。）

種 類	サービス	事業者	所在地	連絡先	支払い方 法	金額
保育・育児支援	一時預かり事業	岡崎保育所	撫養町岡崎	686-4695	クーポン	2,000円
		桑島保育所	撫養町大桑島	685-7896	クーポン	2,000円
		幼保連携型認定こども園IZUMI	鳴門町高島	687-0616	クーポン	2,000円
		ナルトキッズ保育園	大麻町松村	679-7177	クーポン	利用時間により金額が異なります。
	病児・病後児保育（要登録）	木のおうち（小川病院内）	撫養町齋田	686-6362	クーポン	2,000円
		北島子どもクリニック	北島町中村	088-697-2221	償還払い	4,000円
	ファミリー・サポート・センター事業（要登録）	鳴門ファミリー・サポート・センター	撫養町南浜	683-0788	償還払い	利用時間により金額が異なります。
	子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ※利用の際は子どもいきいき課へ	鳴門子ども学園（2歳～）	里浦町里浦	683-1201	償還払い	利用者により金額が異なります。
徳島赤十字乳児院（0～2歳）		小松島市	0885-32-0555	償還払い	利用者により金額が異なります。	
その他（市町村独自事業）	子ども向けイベント	鳴門ファミリー・サポート・センター	撫養町南浜	683-0788	クーポン	イベント内容により金額が異なります。

その他（市町村独自事業）	大塚国際美術館（入館料）	大塚国際美術館	鳴門町 土佐泊浦	088-687- 3737	償還払い	利用者により料金が異なります。 ※
	とくしま動物園（入園料）	とくしま動物園北島建設の森	徳島市	088-636- 3215	償還払い	利用者により料金が異なります。
	あすたむらんど徳島（入館料） ①常設展 ②プラネタリウム ③木のおもちや美術館	あすたむらんど徳島	板野町	0886-72- 7111	償還払い	利用者により料金が異なります。
	親子スキントッチ教室	一般社団法人徳島鍼灸師会 会員	詳細は鳴門市役所へお問い合わせください。		クーポン払い	初回 1,500円、 2回目以降 1,000円

※大塚国際美術館について

・自動券売機でのチケット購入はサービス対象外となります。

①美術館窓口で当日券を購入された場合

窓口にて**領収書の発行**をお願いします。

領収書発行の際は、対象となる保護者と子どもの名前が分かる健康保険証等を提示していただきますようお願いいたします。

②コンビニ等で前売券を購入された場合

レジ等で申し出ていただき、**領収書の発行**をお願いします。

レシートは不可となりますので、必ず領収書の発行をお願いします。

③オンラインチケットを購入された場合

購入されたサイトにて、**領収書の発行**をお願いします。発行した領収書を印刷して、鳴門市役所窓口へ提出していただきますよう、お願いします。

●発行された領収書に、一緒にサービスを利用された保護者と子どもの名前がなかった場合は自筆でかまいませんので加筆をお願いします。